

通報窓口（研究費の不正使用に関する通報・研究活動の不正行為に関する相談、通報）

奈良県立大学では、「奈良県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、次のとおり研究不正等に関する通報窓口を設置しています。

【通報の方法】

- 書面、電話、ファクシミリ、電子メールまたは面談により行うことができます。
- 通報にあたっては、通報内容を正確に把握するため、下記の様式またはこれに準ずる書面等により通報してください。
- また、通報内容について十分な調査を実施するため、通報は原則として実名によることとしていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

【通報窓口】

奈良県立大学地域創造研究センター

電話 0742-93-7022

電子メール rcrc@narapu.ac.jp

※電話・面談による受付は、月～金曜日 8:30-17:15 です。

【通報に係る留意事項】

- 通報は、奈良県立大学において研究費の不正使用、又は研究活動の不正行為が生じ、又は生じようとしている事実を知った場合は学内者、学外者を問わず行うことができます。
- 通報は、通報者の氏名、住所、電話番号、不正使用の内容等を明示してください。
- 通報された情報は、必要な調査を実施する為だけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は通報をした理由をもって、不利益な扱いを受けることはありません。
- 通報された情報について、詳細な情報や調査への協力を求める場合があります。通報者が虚偽の通報、他者に不利益を与えることを目的とする通報、その他悪意に基づく通報を行ったと判明した場合は、通報者に対して氏名及び所属の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。